

### 受動喫煙の防止がマナーからルールへ

# 4月1日(水)から屋内は原則禁煙です



計画策定

改正健康増進法、都受動喫煙防止条例の全面施行で受動喫煙の防止がルール化され、すべての施設が原則として屋内禁煙となります。

※受動喫煙対策に関する詳しい内容は都福祉保健局 [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata\\_public.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html) (右のQRコードからアクセス可) または直接健康推進課 (いずみプラザ内) へ



## 標識の掲示が必要です

基準を満たした喫煙室を設ける場合は、標識 (右図参照) の掲示が必要です。標識は都福祉保健局HPからダウンロードできます。



▶ 標識例

## ご存知ですか配慮義務

喫煙が禁じられていない場所で喫煙する場合も、周りの人に煙を吸わせないように配慮をお願いします。

→健康推進課☎(042)321-1801

# 子ども若者・子育ていきいき計画を策定

子どもや若者、子育てを支援する施策を総合的に推進していくため、子ども若者・子育ていきいき計画を策定しました。策定にあたり、令和元年11月15日号で募集したパブリック・コメント (意見提出手続) に、19人・2団体から165件の意見をいただき、そのうち4件を反映しました (いただいた意見のうち、54件は計画に記載済)。意見の概要とそれに対する市の考え方を本計画を公表します。

公表期間 4月6日(月)～5月12日(火)

公表場所 ①子ども若者計画課 (市役所第2庁舎) ②オープナー (同附属棟) ③子ども家庭支援センターぶんちっち④健康推進課 (いずみプラザ内) ⑤cocobunji市民サービスコーナー (cocobunji WEST5階) ⑥国立駅前市民サービスコーナー (国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内) ⑦各児童館・公民館・地域センター⑧福祉センター⑨本多図書館駅前分館⑩恋ヶ窪・光図書館⑪市HP※閉庁日・閉館日にご注意ください。公表期間後も、①～④・⑦～⑪でご覧いただけます

パブリック・コメント (意見提出手続) の結果 (抜粋)

項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
本計画に記載されていない事業に関して (第4章全体)	本計画に記載の事業は重点事業のみの提示となっており、重点事業以外の事業を今後どのように行っていくのか内容が分からなくなっている。また、目標や施策を進めるにあたっての事業が少なすぎる印象を受ける部分や、提示されている重点事業のほかにも実施すべきことや盛り込むべきことがあると考えられる部分がある。基本理念・基本目標が達成されるよう、提示されていない事業についても積極的に取り組んでいくべきである	第1章「5 計画の推進に係る考え方」のとおり、本計画では施策ごとに重点となる事業を設け、この重点事業を点検・評価することとしています。本計画に記載していない事業に関しても、引き続き所管課で、関係法令や各計画に基づき実施していくとともに、事務事業評価の確保などで進捗管理を行っていきます	無
重点事業における目標値の設定などに関して (第4章全体・第5章)	事業によって指標の表記にばらつきがあり、設定数値や指標の内容として適当ではないものもあるので工夫をしていただきたい。また、目標値の設定にあたっては、各施設の利用状況や事業の実施状況などを加味したうえで、具体的な支援内容がより明確になるように項目等を工夫し、評価しやすく、市民に分かりやすいものにしていただきたい。なお、未就学年齢の児童数が令和3年度をピークに減少に転じるということに関しては、市の宅地開発状況なども鑑みたうえで、よく検証して、計画スタート後も人口変動の状況に合わせて取り組みを変動させていっていただきたい	指標の表記や設定数値、内容は、アンケートや実績を基に、(仮称) 子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会や子ども・子育て会議での意見を踏まえ、その事業に合わせて設定したものです。この中には、質の向上を図っていく事業など、一部に数値として示すことが困難なものもあります。各事業においては、支援を必要とする市民に寄り添った視点や多世代交流の視点を持ちながら、スタッフのスキル向上や、関係者との連携の強化、市民への周知に努めます。また、人口推計にあたっては、国の手引きを踏まえ、コーホート変化率法で推計を行い、量の見込み等を行いました。第1章「3 計画の期間」および「5 計画の推進に係る考え方」のとおり、各事業においては、実施状況とニーズにかい離が見られる場合には見直しを図るなど、PDCAサイクルを確保して、計画を推進していきます	済
学童保育所における高学年の受け入れに関して [第4章 基本目標II 施策(1)・第5章5(3)]	学童保育所における高学年の受け入れに関して、積極的に取り組んでいただくことを強く希望する。また、高学年の量の見込みに関して、どのような統計データを用いて推定したのか明示していただきたい。三季休業中の4年生以上の受け入れに関しては、まずは夏休みの4年生の受け入れから検討とのことだが、その夏休みの4年生だけでも数値目標を設定していただきたい	基本目標II・施策(1)の方向性および第5章5(3)「放課後児童健全育成事業(学童保育所)」の今後の方向性のとおり、狭あい状況解消のため学童保育所を整備していく中で、施設の利用状況を見ながら高学年の受け入れに関して検討していきます。高学年の量の見込みに関しては、本計画を策定するにあたって小学生の保護者に対して実施したアンケート調査結果による利用希望割合に推計在籍児童数を乗じて算出しています。この推計方法に関しては、子ども・子育て会議で提示しています。要望の多い小学校4年生の夏休みの受け入れに関しては、現段階で数値目標の提示は困難であることから、検討という表記に留めています。	済
不登校・ひきこもり支援に関して [第4章 基本目標IV 施策(3)]	不登校の子どもへの支援に関して、トライルームに通う子どもたちが増えていることから、トライルームの増床や増設が必要であるとともに、活用できていない児童・生徒への支援のあり方も確立していただきたい。また、不登校・ひきこもり支援に関しては、子どもへの支援と同時に保護者支援が欠かせない。保護者への支援についても重点事業として検討していただきたい	不登校の状況にある児童・生徒の通室数をできる限り増やすことを目標としている中で、トライルームの充実等も検討しながら取り組みを進めるとともに、基本目標IV・施策(3)の方向性のとおり、不登校児童・生徒に対しては、相談活動の充実や一人ひとりに適切な支援を行っていきます。また、不登校やひきこもりに悩む児童・生徒・若者だけでなくその保護者に関しても気軽に相談・支援できる体制や環境を整えていきます	済
計画の推進に関して (第6章)	計画の推進に関して、これまでのように市民が参加する形での評価を行って欲しい。推進協議会を設置し、市民や有識者とともに、計画の推進状況に関して確認し、必要に応じて修正していく機会を設けていただきたい	第6章「1 計画の進捗管理・評価方法」のとおり、適切な進捗管理を進めるために、これまで同様に市民や識見を有する方の意見をいただきながら計画を推進していきます	有

→子ども若者計画課 (内439)

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。